

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

令和元年9月13日

石川県監査委員 山口彦衛  
同 本吉浄与  
同 山本次作  
同 奥村豊美

(別紙)

南加土第1383号  
令和元年8月7日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和元年8月1日付け石監査第226号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	南加賀土木総合事務所	指摘のありました事項につきましては、今後このようなことがないように、関係法令の習熟に努めるなど指導の強化を図り、適正かつ迅速な登記事務に万全を期するよう徹底しました。

文第699号  
令和元年8月19日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和元年8月1日付け石監査第226号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	文化振興課	指摘された事項につきましては、今後このようなことが起こらないよう、関係法令の習得に務めるなど指導の強化を図り、速やかな登記事務に万全を期するよう徹底しました。
補助金の支出事務において、適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。		指摘された事項につきましては、あってはならないことであり、今後このようなことが起こらないよう、必要書類の早期提出を指導するとともに、補助金交付状況を的確に把握して、適正な補助金事務の遂行に万全を期すよう徹底しました。

ス 第 7 2 5 号  
令和元年 8 月 6 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲

令和元年 8 月 1 日付け石監査第226号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	スポーツ振興課	指摘のありました事項については、速やかに登記手続きを進めるとともに、今後このようなことが起こらないよう、関係法令の習熟に努め、速やかな登記事務に万全を期するよう徹底しました。 また、再発防止のため、建物を新規取得した際には表示登記だけでなく、保存登記も必要であることを申し送ります。

空 第 1 5 0 号  
令和元年 8 月 19 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年 8 月 1 日付け石監査第226号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
建物の登記事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	空港企画課	指摘のありました事項については、今後このようなことがないように、関係法令の習得に努めるなど指導の強化を図り、適正かつ迅速な登記事務に万全を期するよう徹底しました。

競 総 第 4 7 8 号  
令和元年 8 月 19 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

令和元年 8 月 1 日付け石監査第226号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収納金の払込事務が遅延していた。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	競馬事業局	指摘のありました収納金の払込事務については、管理表を作成して、複数名で払込状況を確認することとし、適正な事務処理を行うよう徹底しました。